

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び日出町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第4号)に基づき、日出町における人事行政の運営等の運営等の状況を次の通り公表する。

平成 23 年 9 月 16 日

日出町長 工藤 義見

### 1 職員の任免や職員数に関する状況

#### (1)退職と採用の状況

(単位:人)

平成22年度採用者			平成22年度退職者				平成23.4.1 付採用者
H22.4.1 付採用者	H22.4.2~ H23.3.31の 採用者	採用者合計	H22.4.1~H23.3.31			退職者合計	
			定年退職	勸奨退職	その他		
7	0	7	5	1	0	6	7

#### (2)職員数の状況

(単位:人)

H22.4.1現在職員数	退職者	採用者	H23.4.1現在職員数
211人	6	7	212人

#### (3)再任用の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:人)

部 局	再任用者数
町長事務局	0
議会事務局	0
監査委員事務局	0
農業委員会事務局	0
企業部局	0
教育委員会事務局	0

平成22年度中に再任用職員の採用なし。

(4) 部局別職員数の状況(各年度4月1日現在)

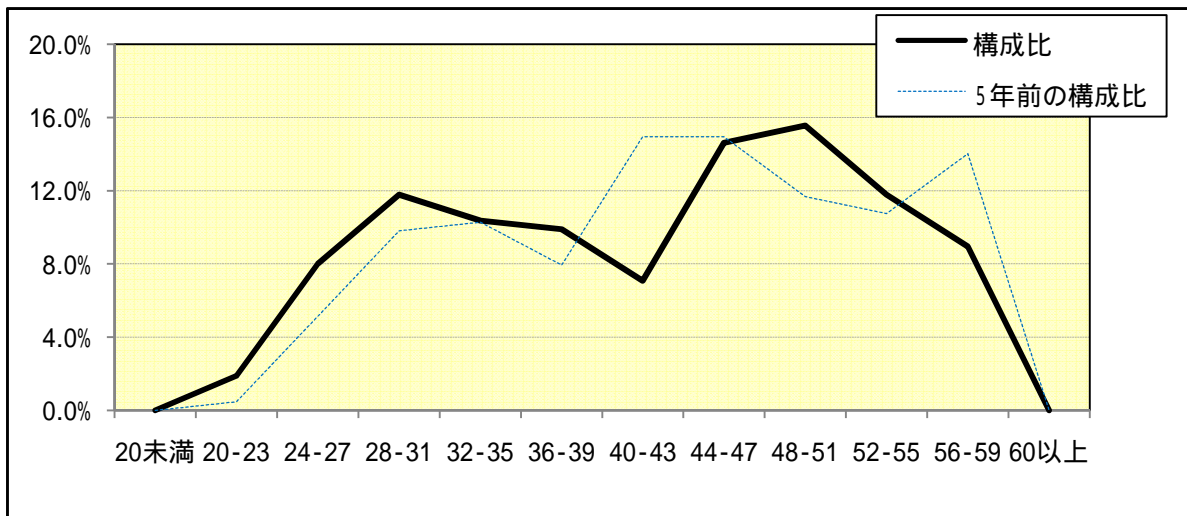
(単位:人)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	政策推進課新設し事務事業見直し  県からの職員派遣期間終了のため 観光施設の運営開始による 契約検査室新設 管理栄養士増員による
	総 務	47	46	1	
	税 務	16	16	0	
	農 林	15	16	1	
	商 工	6	5	1	
	土 木	18	20	2	
	民 生	26	27	1	
	衛 生	7	7	0	
小 計		138	140	2	
特 別 行 政 部 門	教 育	38	39	1	幼稚園教諭増員のため
	小 計	38	39	1	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	10	9	1	契約検査業務移行のため  国保会計事務業務効率化による
	下 水	5	5	0	
	国 保	8	7	1	
	介 護	10	10	0	
	そ の 他	2	2	0	
小 計		35	33	2	
合 計		211 [247]	212 [247]	1 [ ]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数で、[ ]内は、条例定数の合計です。

(注)2 教育長は含みません。

(5) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20未満	20-23歳	24-27歳	28-31歳	32-35歳	36-39歳	40-43歳	44-47歳	48-51歳	52-55歳	56-59歳	60以上	計
職員数	0人	4人	17人	25人	22人	21人	15人	31人	33人	25人	19人	0人	212人

## (6) 部門別職員数の推移

(各年4月1日現在)

区 分 部 門 別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の 増減数(率)
	一 般 行 政	139	138	133	137	138	
教 育	42	43	45	39	38	39	3 ( 7.1%)
消 防							
普 通 会 計 計	181	181	178	176	176	179	2 ( 1.1%)
公営企業等会計計	35	33	32	35	35	33	2 ( 5.7%)
総 合 計	216	214	210	211	211	212	4 ( 1.9%)

## 2 職員の競争試験及び選考の状況

### (1) 平成22年度採用試験の状況

(単位:人)

	申込者数			第一次試験 受験者数(A)			第一次試験 合格者数(A)			最終合格者 (B)			競争率 (A)/(B)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
一般行政職 (上級)	36	18	54	29	13	42	9	1	10	2	1	3	14倍
一般行政職 (土木)	2	0	2	2	0	2	2	0	2	0	0	0	-
一般行政職 (初級)	16	5	21	13	6	19	5	3	8	1	1	2	9.5倍
管理栄養士	2	16	18	2	11	13	1	7	8	0	1	1	13倍
幼稚園	2	6	8	2	4	6	1	3	4	0	1	1	6倍
計	58	45	103	48	34	82	18	14	32	3	4	7	11.7倍

## 3 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### ア 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	28,610	8,694,902	194,252	1,732,469	19.9	19.8

人件費には特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

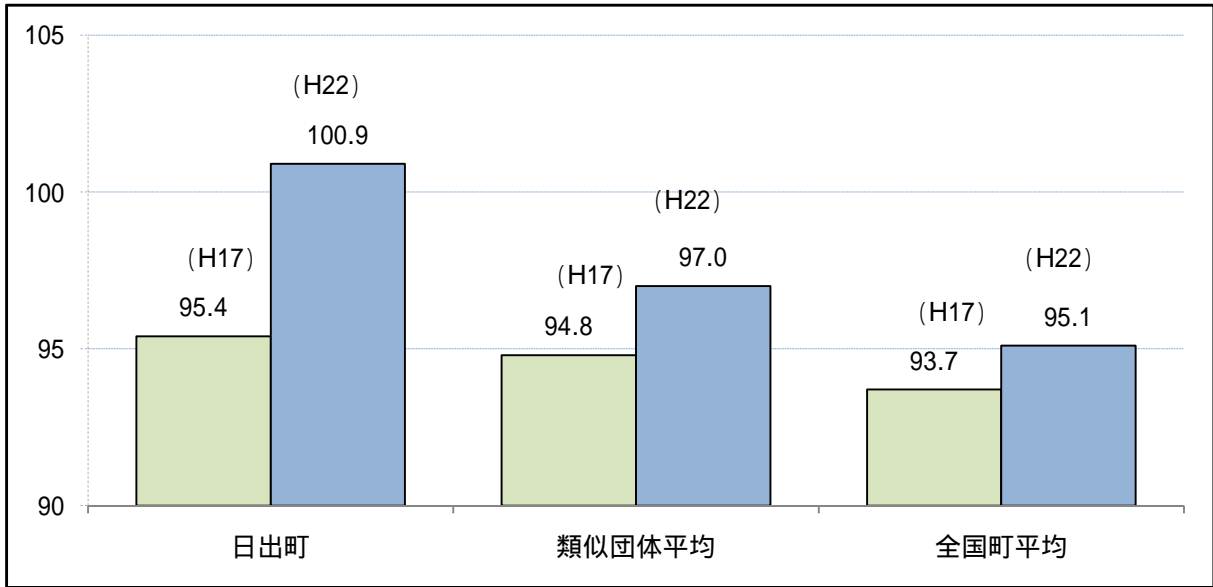
#### イ 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	193	821,336	87,716	310,135	1,219,187	6,317

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

(2) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
日出町	42.7歳	336,111 円	386,345 円	366,319 円
大分県		円	円	円
国		円	- 円	円
類似団体		円	円	円

(イ) 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
日出町	54.6歳	10人	385,292円	402,972円	399,378円
うち清掃職員	56.7歳	2人	398,763円	415,463円	415,463円
うち学校給食員	53.4歳	5人	378,784円	389,008円	386,944円
うち自動車運転手	53.5歳	2人	379,668円	462,510円	411,368円
うちその他	58.6歳	1人			
大分県					
国				-	
類似団体					

(ウ) 教育職(幼、小、中)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
日出町	39.3歳	313,186 円	333,761 円	308,466 円
大分県		円	円	円
類似団体		円	円	円

職員数が1人の職種については、個人が特定されることから給与額等の公表は差し控えます。

- (注) 1「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

イ 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		日出町	大分県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	169,860 円	円	円
	高校卒	137,275 円	円	円
技能労務職	高校卒	137,275 円	円	円
	中学卒	128,820 円	円	円
教育職	大学卒	169,860 円	円	円
	短学卒	147,915 円	円	円

(注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は給料月額について5%の減額措置を実施しています。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,855 円	331,693 円	363,058 円
	高校卒	円	279,015 円	337,440 円
技能労務職	高校卒	円	円	円
	中学卒	円	円	円
教育職	大学卒	243,390 円	円	円
	短大卒	円	313,880 円	352,735 円

(注)平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は給料月額について5%の減額措置を実施しています。

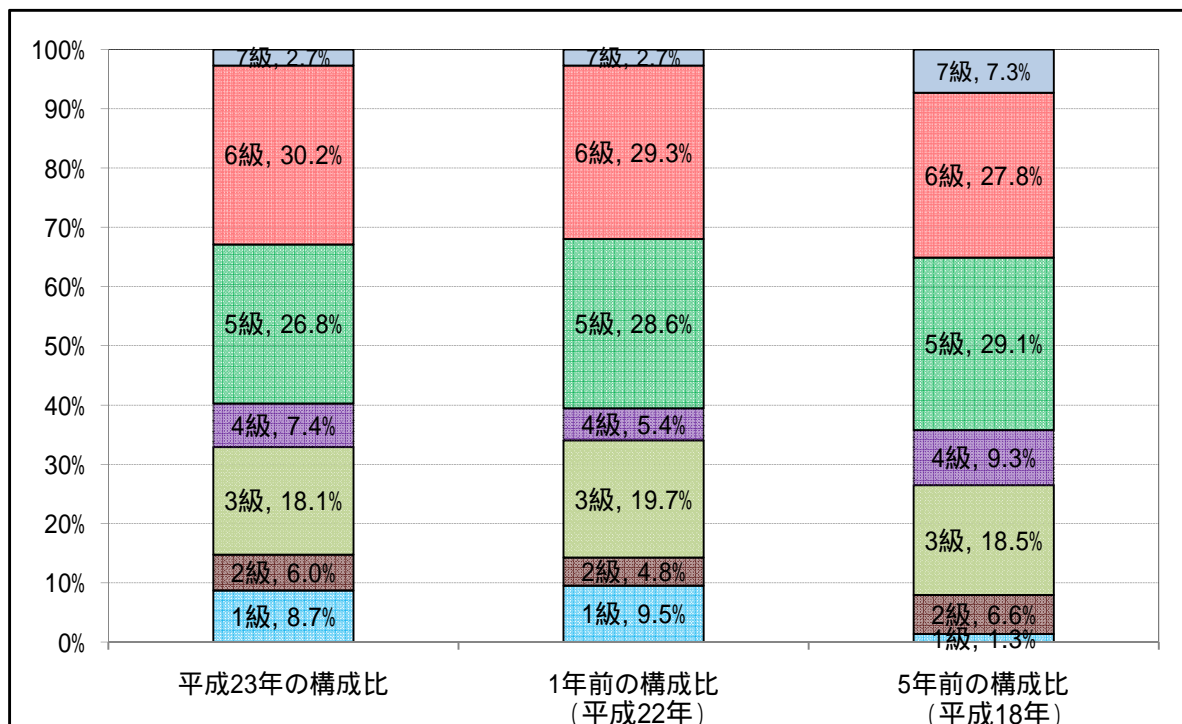
(注)当該階層別職員がない場合は、近似の階層を含めて記載し、近似の階層も当該職員がない場合には「」で表示しました。

エ 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事、技師	主任	主査	係長等	課長補佐等	課長等	課長等	
職員数	13	9	27 人	11 人	40	45 人	4 人	149 人
構成比	8.7 %	6.0 %	18.1 %	7.4 %	26.9 %	30.2 %	2.7 %	100.0 %

(注) 1 日出町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



オ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

日 出 町	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,592 千円	-
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置

(イ) 退職手当(平成23年4月1日現在)

日 出 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算
1人当たり平均支給額 26,011 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## (ウ)特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	696 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	43,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	9.0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税の賦課徴収事務従事者	税の賦課徴収業務	賦課3,000円/月、徴収5,000円/月

## (エ)時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	32,990 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	187 千円
支給実績(22年度決算)	30,731 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	175 千円

## (オ)その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の子等 1人につき 6,500円) 16～22歳までの子 5,000円加算 配偶者なしの1人 11,000円	同	-	23,234 千円	247,170 円
住居手当	持家 新築6年まで4,500円 その他3,000円 借家等 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円以上の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 最高支給額27,000円	異	持家手当なし 借家等と同じ	13,428 千円	131,647 円
通勤手当	交通機関利用等職員 運賃相当額(最高限度額50,000円) 自動車等使用職員 距離に応じて3,000円～9,200円 (1km以上で支給)	異	自動車等使用職員 2,000円～24,500円(2km以上で支給)	8,703 千円	59,204 円
管理職手当	7級課長 41,000円 7級以外の課長等 38,000円 参事 34,000円 課長補佐級館長 32,000円	異	役職により多種あり	9,552 千円	477,600 円

## カ 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	町 長	740,080 (841,000)	円	(参考)H22 類似団体における最高 / 最低額
	副 町 長	615,480 (669,000)	円	911,000円 / 386,000円 750,000円 / 441,000円
報酬	議 長	388,000	円	499,000円 / 227,000円
	副 議 長	331,000	円	430,000円 / 182,000円
	議 員	322,000	円	400,000円 / 157,000円
期末手当	町 長	2.95	(22年度支給割合)	
	副 町 長	2.95	月分	
	議 長	3.35	(22年度支給割合)	
退職手当	副 議 長	3.35	月分	
	議 員	3.35		
	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支払時期)
	副 町 長	給料月額 × 500/100 × 勤務年数	16,820,000 円	任期毎
		給料月額 × 290/100 × 勤務年数	7,760,400 円	任期毎

給料、報酬については平成24年3月31日までの間カッコ内の金額から減額支給。

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年 = 48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間

一週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:00	12:15 ~ 13:00

### (2) 年次有休休暇の取得利率(平成22年1月1日 ~ 平成22年12月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
5,640日	1,237日	141人	8.8日	22.0%

上記は、町長部局の職員を対象にして集計したものです。

### (3) 育児休業の状況(平成22年度中)

区 分	男 性	女 性
新たに育児休業を取得した者	0人	2人
前年から引き続き育児休業を取得している者	0人	3人



## 5 職員の分限及び懲戒処分状況

### (1) 分限処分者数(平成22年度中)

区 分	降格	免職	休職	降格	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身に故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0

### (2) 懲戒処分者数(平成22年度中)

区 分	戒告	減給	定職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

## 6 職員のサービスの状況

### (1) 営利企業等従事制限に係る許可の状況(平成22年度中)

申請人数	承認人数	承認した主な事項
32人	32人	2011国勢調査指導員、調査員等

### (2) 地方公務員の服務規律の概要

地方公務員法には、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げ、職務の遂行に専念しなければならないとされ、地方公務員が遵守すべきサービスの根本基準が定められています。

それ以外にも、個別の義務として、法令の遵守と上司の職務上の命令に忠実に従う義務、職務に専念する義務や職務上知り得た秘密を守る義務が課せられています。また、争議行為などや信用失墜行為を行うことも禁止されており、さらには、営利企業などに従事することや政治的行為を行うことも制限されています。

このように、地方公務員には職務の円滑な遂行や住民の公務に対する信頼を確保するために、さまざまな制約があります。

こうした服務規律を確保し、より一層の服務規律の維持向上に努めるべく、職員に対して周知徹底し、適切な指導に取り組んでいます。

## 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の概要

平成22年度に実施した研修は、合計で34研修あり、のべ研修人員は355人です。  
なお、実施状況は、以下のとおりです。

研修区分		研修名	日数	参加人数	
基本研修	指定研修	幹部セミナー	1	2	
		新任課長補佐研修	2	2	
		新任係長級研修	3	3	
		中堅職員研修(キャリアプランニング)	2	2	
		中堅職員研修(政策・コミュニケーション)	2	2	
		中堅リーダーシップ研修	2	2	
		新採用職員研修(前期)	4	5	
		新採用職員研修(後期)	2	5	
ステップアップ	興動力育成 ステップアップ研修	自主興動塾 集中講座	2	2	
		自主興動塾 集中講座	1	2	
		自主興動塾 セルフリーダー研修	1	2	
職務研修	行政実務	税務研修 税務初任者	2	1	
		滞納・徴収	2	1	
		契約事務(基本)	2	5	
		法制執務	3	4	
	職務能力	条例等立案改廃	2	2	
		話し能力開発	1	1	
		自己管理・タイムマネジメント研修	2	2	
		事務段取・マニュアル作成	1	4	
講師養成	指導者養成	接遇研修指導者養成研修	3	1	
合同研修	県職員合同研修	リスクマネジメント講座(1回目)	2	1	
		図解表現力向上講座	2	1	
		住民との協働講座	2	1	
		応職 修型場 修対	プレゼンテーション能力向上講座	1	2
		クレーム対応講座	1	3	
		リスクマネジメント講座(2回目)	2	1	
派遣研修	行政評価の導入・活用と行政経営	1	1		
通信教育	研修センターの指定した講座から選択		5		
町独自研修		新採用職員研修(前期)	2	5	
		管理職研修トップマネジメントセミナー	1	30	
		新採用職員研修(後期)ハーモニーランド現場体験	1	5	
		新採用職員研修(後期)町長との懇話会	1	5	
		課長補佐級・係長職員研修	1	47	
		人権研修	2	198	

### (2) 勤務成績の評定の状況

平成22年度には勤務成績評定を実施していません。

## 8 職員の福祉及び利益保護の状況

### (1) 安全衛生委員会開催状況

名 称	開催回数
衛生委員会	5回

### (2) 健康管理事業等の状況

項目	実施時期	受診者数(人)
一般健康診断	8～2月	209人

(注) その他職員の総合相談を月1回行っています。

### (3) 福利厚生制度に係る町の負担状況(職員共済会)

職員共済会(名称:日出町職員共済会)は職員の福利厚生及び職員相互の親睦と生活の向上を図ることを目的とされた互助会です。共済会は主に職員の掛金(年間12,000円)と町からの補助金によって運営されています。会員数は217名(3月末)、22年度に町が職員共済会に支出した補助金は200万円、補助率は41.2%であり、事務費・人件費等必要経費を除くと1人あたりの補助金は8,387円になります。

### (4) 公務災害補償の概要と発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。日出町は地方公務員災害補償基金大分県支部に加入しており、平成22年度中に公務災害と認定された件数はありませんでした。

### (5) 勤務状況に関する措置の要求状況

地方公務員法第46条において職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることになっています。平成22年度中の措置の要求の状況は次の表のとおりです。

平成21年度末 係属件数	平成22年度末 不服申立件数	平成22年度処理件数			平成22年度末 係属件数
		取下	却下	判定	
0	0	0	0	0	0

### (6) 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第49条の2において職員は、その意に反して不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に不服申立て(審査請求又は異議申立て)をすることができることになっています。公平委員会は、不服申立てを受理したときは、その事案について審査を行い、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員がその処分によって受けた不当な取り扱いを是正するための指示をしなければならないこととされています。(地方公務員法第50条)

平成22年度中の不服申立ての状況は次の表のとおりです。

平成21年度末 係属件数	平成22年度末 措置要求件数	平成22年度処理件数			平成22年度末 係属件数
		取下	却下	判定	
0	0	0	0	0	